

学校法人明星学苑 2025年度 ガバナンス・コード自己点検結果

学校法人明星学苑は、一般社団法人大学監査協会「大学ガバナンスコード（2024年7月3日改訂）」に基づき、2025年度の実施状況について自己点検を実施いたしました。

実施状況は、「実施（A）」「未実施（B）」「該当しない（C）」という形で明示し、「未実施（B）」または「該当しない（C）」の項目について、その理由を説明しています。

2025年度の自己点検結果は、以下のとおりです。

■2025年度実施状況一覧

※ 実施：A、未実施：B、該当しない：C

基本原則	原則		実施状況	補充原則	実施状況
1 大学設置法人として、設置大学の目的を達成するために必要な環境の整備	1-1	目的等の明確化と公表	A	1-1①	A
				1-1②	A
				1-1③	A
	1-2	学校法人と設置大学の実効的協働関係の構築	A	1-2①	A
	1-3	財政政策と大学の目的実現及び学校法人と設置大学の協働関係構築の関係	A	1-3①	A
1-3②				C	
2 ステークホルダーとの適切な協働	2-1	中長期的な大学価値向上の基礎となる経営理念の策定	A	2-1①	A
	2-2	ステークホルダーとの関係の恒常的検討と行動準則の策定・実践	A	2-2①	B
	2-3	一般的リスク及び大学特有のリスクへの対応	A	2-3①	A
				2-3②	A
	2-4	内部通報	A	2-4①	A
				2-4②	A
				2-4③	A
2-5	多様性の確保	A	2-5①	A	
			2-5②	A	
3 適切な情報開示と透明性の確保	3-1	情報開示の意味の検討	A	3-1①	C
				3-1②	A
				3-1③	A
	3-2	情報開示の充実	A		
	3-3	監事の活動の支援	A		
4 理事会等の責務	4-1	理事選任機関の構成と役割・責務	A	4-1①	C
				4-1②	C
				4-1③	C
				4-1④	B
				4-1⑤	B
				4-1⑥	C

※ 実施：A、未実施：B、該当しない：C

基本原則	原則		実施状況	補充原則	実施状況
4 理事会等の責務	4-2	理事会の役割・責務（1）	A	4-2①	A
				4-2②	C
				4-2③	A
				4-2④	A
				4-2⑤	A
	4-3	理事会の役割・責務（2）	A	4-3①	A
				4-3②	C
				4-3③	A
	4-4	理事会の役割・責務（3）	A	4-4①	A
				4-4②	A
				4-4③	A
	4-5	理事長、代表業務執行理事、業務執行理事の役割・責務	A	4-5①	A
				4-5②	A
				4-5③	A
	4-6	監事の選任・解任等	A	4-6①	A
				4-6②	C
				4-6③	A
	4-7	監事の役割・責務	A	4-7①	A
				4-7②	A
				4-7③	A
				4-7④	A
				4-7⑤	A
				4-7⑥	B
				4-7⑦	A
				4-7⑧	A
	4-8	理事の責任	A	4-8①	A
				4-8②	A
				4-8③	A
	4-9	外部理事制度の活用検討	A	4-9①	B
				4-9②	A
	4-10	評議員会及び評議員の位置付け	A	4-10①	B
				4-10②	A
4-10③				B	
4-10④				A	
4-10⑤				A	
4-10⑥				A	
4-10⑦				A	
4-10⑧				B	
4-10⑨				A	
4-10⑩				A	
4-10⑪				A	
4-10⑫				A	
4-10⑬				A	
4-11	会計監査人の役割・責務等	A	4-11①	A	
			4-11②	A	
4-12	任意の仕組みの活用	A			

※ 実施：A、未実施：B、該当しない：C

基本原則	原則		実施状況	補充原則	実施状況
4 理事会等の責務	4-13	理事会の実効性確保のための前提条件	B	4-13①	B
				4-13②	A
				4-13③	A
				4-13④	A
	4-14	理事会・評議員会における審議の活性化	A	4-14①	A
				4-14②	A
				4-14③	A
	4-15	情報入手と支援体制	A	4-15①	A
				4-15②	A
				4-15③	A
				4-15④	A
	4-16	理事・監事・評議員のトレーニング等	B	4-16①	A
4-16②				B	
5 学長等の責務	5-1	学長の責務（1）	A	5-1①	C
				5-1②	A
				5-1③	C
	5-2	学長の責務（2）	A	5-2①	C
				5-2②	A
	5-3	学長の責務（3）	A		
	5-4	学長の責務（4）	A	5-4①	A
5-4②				A	
5-5	学長の責務（5）	A			
5-6	学長、副学長及び学部長の責務	A	5-6①	A	
5-7	管理職事務職員の責務	A			

■2025年度実施状況に係る説明

基本原則1：大学設置法人として、設置大学の目的を達成するために必要な環境の整備

【原則1-3 財政政策と大学の目的実現及び学校法人と設置大学の協働関係構築の関係】

補充原則1-3②

実施状況	該当しない
説明	私立学校法第19条に規定される収益事業はない。

基本原則2：ステークホルダーとの適切な協働

【原則2-1 中長期的な大学価値向上の基礎となる経営理念の策定】

補充原則2-2①

実施状況	未実施
説明	一般的な行動基準は定めており、当面その浸透を図ることに注力する。

基本原則3：適切な情報開示と透明性の確保

【原則3-1 情報開示の意味の検討】

補充原則3-1①

実施状況	該当しない
説明	「学校法人明星学苑寄附行為」により、情報の公開について規定し、法令に基づき資料を学苑公式ウェブサイトにて社会全体に公表している。

基本原則4：理事会等の責務

【原則4-1 理事選任機関の構成と役割・責務】

補充原則4-1①

実施状況	該当しない
説明	理事に求める追加的要件や資質を定めていないため、該当しない。

補充原則4-1②

実施状況	該当しない
説明	理事選任機関が評議員会であることは公開している寄附行為で明らかであるため、該当しない。

補充原則4-1③

実施状況	該当しない
説明	理事選任機関が常設の評議員会であるため、該当しない。

補充原則4-1④

実施状況	未実施
説明	現時点で理事候補者と理事選任機関との面談、第三者への意見照会等、どのような措置を行うかについて定めない。

補充原則4-1⑤

実施状況	未実施
説明	現時点で外部理事（私立学校法31条4項2号に定める理事）に求める資質や要件は定めない。

補充原則4-1⑥

実施状況	該当しない
説明	理事選任機関による理事解任について、解任の事案の発生がないため該当しない。

【原則4-2 理事会の役割・責務（1）】

補充原則4-2②

実施状況	該当しない
説明	現時点で代表業務執行理事は置いておらず、理事長以外が学校法人としての対外的な代表はできないことは明らかであり、また内部的な手続きにかかわる権限について取引先等に対して開示する必要はないため、該当しない。

【原則4-3 理事会の役割・責務（2）】

補充原則4-3②

実施状況	該当しない
説明	リスクテイクを伴う事業であっても、研究力、教育力等の低下を手段とするものの提案はしない。

【原則4-6 監事の選任・解任等】

補充原則4-6②

実施状況	該当しない
説明	当該学校法人の監事に求める追加的要件や資質は定めていない。

【原則4-7 監事の役割・責務】

補充原則4-7⑥

実施状況	未実施
説明	監査の方針は監事監査規程に定めているが、その手法は明らかにしていない。

【原則4-9 外部理事制度の活用検討】

補充原則4-9①

実施状況	未実施
説明	現時点で外部理事と監事、会計監査人は意見交換の機会をもっていないが、必要な状況になった場合に対応を行う。

【原則4-10 評議員会及び評議員の位置付け】

補充原則4-10①

実施状況	未実施
説明	評議員に求められる法律上の資質をどのように担保するかについて、現時点で対外的な公表は行っておらず、その公表の在り方を含め検討する。

補充原則4-10③

実施状況	未実施
説明	評議員に求められる資質等をどのように担保して評議員を選任したかは、私立学校法及び諸規程に準拠しているが、その公表のあり方を含め検討する。

補充原則4-10⑧

実施状況	未実施
説明	評議員に対する研修のあり方については、今後検討を行うこととする。

【原則4-13 理事会の実効性確保のための前提条件】

実施状況	未実施
説明	現状で求められている理事会の役割を果たすことを最優先にし、人材確保の方針については、今後検討を行う。

補充原則 4-13①

実施状況	未実施
説明	原則 4-13 の理由により、外部理事の果たすべき役割と比率に関する方針は策定していない。

【原則 4-16 理事・監事・評議員のトレーニング等】

実施状況	未実施
説明	トレーニングの機会の提供等も行われているが、理事会が今後それを確認するかは検討する。

補充原則 4-16②

実施状況	未実施
説明	トレーニングの方針については今後検討する。

基本原則 5：学長等の責務

【原則 5-1 学長の責務（1）】

補充原則 5-1①

実施状況	該当しない
説明	「総長」「学園長」等の学長以外の役職は置いていない。

補充原則 5-1③

実施状況	該当しない
説明	学長その他の公務をつかさどる者が学校法人の代表業務執行理事又は業務執行理事となっていないため。

【原則 5-2 学長の責務（2）】

補充原則 5-2①

実施状況	該当しない
説明	「総長」「学園長」等の学長以外の役職は置いていない。

以上